令和５年度　健康福祉部　行政運営方針

Ⅰ　健康福祉部　重点方針一覧

※政策分野と施策は第７次総合計画に基づく。

重点方針No.	政策分野No./名称	施策No./名称
1	1　子ども・子育て	1　子どもの育ちを支える取組の推進
2		2　安心な妊娠・出産、育児等の支援
3		3　未就学期から学齢期の成育環境の充実
4		4　子どもが安心して生活できる環境づくり
5		5　障がいのある子どもたちの療育体制の充実
6	4　地域による子どもの育成	1　子どもと子育て家庭を支える地域づくり
7	9　社会参画	2　高齢者等の活躍の促進
8		3　障がいのある人の活躍の場の創出
9	17　健康・医療	1　生活習慣病の予防
10		2　感染症対策の推進
11		3　地域における医療体制の確保
12		4　医療保険制度の安定的な運営
13	18　地域福祉	1　地域包括ケアシステムの構築
14		2　生活を支える福祉の充実
15	19　高齢者福祉	1　高齢者支援体制の充実
16		2　介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
17		3　介護予防の推進
18		4　高齢者とその家族等への総合的な生活支援
19	20　障がい者福祉	1　障がいのある人の人権が守られる取組の推進
20		2　障がいのある人への支援の充実
21	26　地域防災	1　災害に強いまちづくりの推進
22	32　上下水道	2　上水道未整備地区における飲料水の安定確保

Ⅱ　重点方針　－施策の方向性と内容－

重点方針No.1	政策分野１	子ども・子育て	施策１	子どもの育ちを支える取組の推進
	重点方針 －施策の方向性－	すべての子どもが、その家庭の状況にかかわらず、健やかに育つことができる環境を整え、経済的支援を図るなど、引き続き子どもたちの成長を支える取組を推進します。		

【重点的取組】

① **児童の養育にあたっての手当の支給**
　児童手当の適正な支給に努めるとともに、令和５年度からの給食費公会計化に伴い、児童手当からの給食費等徴収申出者について、令和５年６月支給分より徴収を実施し、受給者の利便性向上を図ります。
　また、手続きナビシステムやマイナポータルを利用した電子申請の取扱いにより、受給者の手続き等の簡素化を図り、市民の利便性の向上に取り組みます。

② **子どもの医療費の助成**
　子どもの疾病の早期かつ適正な受診による重症化の抑制、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
　また、事業を継続的に運営するための財源確保について、県へ補助金の対象拡大及び補助継続の要望を行います。

③ **食費等の物価高騰の影響における経済対策**
　食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国により実施が決定された低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施します。

④ **子ども・子育て支援事業計画の推進**
　「第２期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」について、庁内検討会議及び子ども・子育て会議の意見等を踏まえながら、計画で掲げた各施策・事業を推進するほか、第３期計画策定に係るニーズ調査を実施します。

⑤ **保育施設などの利用者負担の軽減**
　市独自の軽減策の対象年齢を 18 歳（高校３年生）まで拡大するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る給付を確実に行い、引き続き利用者負担の軽減を図っていきます。

⑥ **子ども子育て情報の一元的発信**
　妊娠から出産、子育て期のステージごとの子育て支援事業や各相談窓口、施設等の情報を取りまとめたガイドブックを作成し、子育て家庭等が必要とする情報の発信に取り組みます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

① 児童手当／こども家庭課／15億8,775万円
② 子ども医療費助成事業／こども家庭課／4億9,539万円
③ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業／こども家庭課／1億5,031万円
④ 「第２期会津若松市子ども・子育て支援事業計画」の推進／こども保育課／517 万円
⑤ 教育・保育施設の利用者負担額の減免／こども保育課／8,005 万円
⑥ 子育てガイドブック作成事業／こども保育課／－

【部局間連携】

① 手続きの利便性向上や適正な手当の支給、医療費助成による経済的支援に向け、部局間及び国県の関係機関と窓口研修会等を実施して、情報共有や連携に取り組みます。
② 子ども・子育て支援事業計画で掲げた各施策・事業の推進にあたり、子ども子育て関係部局を中心に情報共有や連携を十分に図ります。

【市民協働・官民連携等】

なし

重点方針No.２	政策分野１	子ども・子育て	施策２	安心な妊娠・出産、育児等の支援
	重点方針 －施策の方向性－	安心して家庭をもち、子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児等への切れ目のない支援を行います。		

【重点的取組】

①　安心・安全な妊娠、出産への支援

妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩みに対応するため、子育て世代包括支援センターにおける情報の共有や関係機関との連携強化に継続して取り組むとともに、ＩＣＴの活用等相談しやすい環境の整備、市民への周知などセンターの活用推進を図ります。

また、出産・子育て応援事業（令和５年２月開始）により、妊娠届出時と出産後の面談を実施した方へ各５万円を給付する経済的支援と相談支援を一体的に実施し、4月からは母子保健コーディネーター（助産師）を増員し、妊娠後期の支援等さらなる支援の充実を図ります。

経済的負担の軽減として、全妊産婦に対する妊産婦健康診査の助成・多胎妊婦の健康診査費用の助成（令和４年度開始）に加え、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成を開始するとともに、産後ケアの利用者負担の減免を非課税世帯に拡充し、医療機関等と連携した妊娠初期から産後の支援に努めます。

さらに、「親子の健康づくりガイドブック」を活用した情報提供、保健指導等により、妊産婦の出産に関する不安軽減、孤立化防止及び虐待予防に取り組みます。

②　乳幼児期の育児支援

保護者が安心して子育てができ、子どもが望ましい生活習慣を身につけることができるように、乳児家庭全戸訪問や母子保健事業等による情報の提供と相談等の支援に継続して取り組みます。

また、乳幼児健診や５歳児発達相談、わんぱく相談など、支援が必要な子どもの早期発見と、保護者や保育者が子どもの特性について理解を深め、適切な対応ができるよう事業内容の充実に努めます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　子育て世代包括支援センター支援事業／健康増進課・こども家庭課・こども保育課／635 万円

②　出産・子育て応援事業／健康増進課／7,880 万円（＋R4 補正繰越明許費 7,010 万円）

③　安全な妊娠・出産への支援事業／健康増進課／1 億 770 万円

④　育児支援事業／健康増進課／878 万円

【部局間連携】

①　子どもの発達支援について、保護者の同意を得て、健康福祉部内及び教育委員会（学校教育課）と連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援に向け、医療や福祉及び子育て支援施設等の関係機関と連携強化を図ります。

②　医療機関や子育て支援センター（保育所、認定こども園、幼稚園等）、ファミリー・サポート・センター等と情報共有を含め連携を図ります。

重点方針No.3	政策分野１	子ども・子育て	施策３	未就学期から学齢期の成育環境の充実
	重点方針 －施策の方向性－	多様な就労形態や保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスの提供を進め、子どもたちの放課後の居場所をより豊かで安心できるものとします。		

【重点的取組】

①　乳幼児期における保育・教育サービスの充実

特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設に対し、施設型給付及び地域型保育給付を適正に支給するとともに、保育士確保に向けた取組を推進し、教育・保育の質の向上と受入れ児童数の拡大を図ります。

また、新たな病児保育施設の受入体制を充実し、病気のため集団保育が困難な児童を一時預かりすることにより、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

また、公立幼稚園、保育所のあり方に関しては、広田保育所の民営化及び河東第三幼稚園の統合、中央保育所への公立施設の集約化の方針決定に基づき、対応を進めていきます。

②　こどもクラブの充実

こどもクラブの受入れ人数の拡大等により、引き続き、待機児童解消に努めるとともに、放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の専門性の向上に取り組みます。

③　子どもの居場所づくり

18歳未満の児童に対する遊びを中心とした健全育成のため、児童館の環境整備と児童館事業のＰＲ、事業の質的向上に努めます。

また、児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎の利活用及び県立病院跡地利活用の取組の中で、引き続き検討に努めます。

加えて、既存の公共施設について、遊具更新等により、屋内遊び場の充実を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　子どものための教育・保育施設への給付事業／こども保育課／39億4,825万円
②　保育士確保支援事業／こども保育課／4,048万円
③　保育士宿舎借り上げ支援事業／こども保育課／1,439万円
④　乳幼児健康支援一時預かり事業／こども保育課／1,654万円
⑤　児童健全育成事業／こども保育課／6億8,078万円
⑥　児童館運営事業／こども保育課／545万円

【部局間連携】

①　教育・保育環境の充実に向けて、保幼小連携等の視点や「新・放課後子ども総合プラン（国）」の推進の観点から教育部局との連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

なし

重点方針No.4	政策分野１	子ども・子育て	施策４	子どもが安心して生活できる環境づくり
	重点方針 －施策の方向性－	ひとり親や父母のいない児童の家庭について、子どもの育成に必要な環境整備を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を進め、ヤングケアラー世帯等も含めた、子どもや子育てに課題を抱える家庭への支援体制を強化します。		

【重点的取組】

①　子どもの虐待防止の強化

子ども家庭総合支援拠点の効果的な運用により、児童及び妊産婦等に関し、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じたよりきめ細かな支援を行っていくとともに、その中でも特に支援が必要な要保護児童等については、要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図っていきます。

②　支援体制の強化

令和４年度の児童福祉法の改正に伴い、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した一体的な組織として、令和６年４月までにこども家庭センターの設置が努力義務化されたことから、その設置に向けた検討を行います。

③　ヤングケアラー世帯への支援

子育て世代包括支援センター等と連携を図りながら、家事・育児等に対して不安または負担を抱える子育て世帯やヤングケアラー世帯等に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等を支援することにより、当該家庭の福祉の向上を図ることを目的とした子育て世帯訪問支援事業のほか、ホームページや研修会等を通じて啓発に取り組みます。

④　ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭や父母のいない児童の家庭の負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。

⑤　子育てに関する相談体制の充実

様々な相談に対して、家庭相談員や女性相談員が助言・指導を行いながら支援します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　児童虐待防止対策事業／こども家庭課／1,000万円
②　子ども家庭総合支援拠点事業／こども家庭課／－
③　子育て世帯訪問支援事業／こども家庭課／248万円
④　家庭児童相談室運営事業／こども家庭課／637万円
⑤　ひとり親家庭医療費助成事業／こども家庭課／5,272万円
⑥　児童入所施設措置費（母子生活支援施設）／こども家庭課／3,040万円

【部局間連携】

①　要保護児童対策地域協議会においては、会議・研修会を開催して部局間との情報共有や連携に取り組みます。
②　ヤングケアラー世帯への支援については、福祉分野と教育分野との連携が必要であるため、教育委員会とのさらなる連携に取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　要保護児童対策地域協議会における構成機関との連携を図り、子ども等の相談支援や児童虐待の未然防止、早期把握、早期対応に取り組みます。

重点方針No.5	政策分野１	子ども・子育て	施策５	障がいのある子どもたちの療育体制の充実
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある子どもたち一人ひとりに寄り添った、きめ細かな支援及び環境整備を行うとともに、自立や社会参加に必要な力を育みます。		

【重点的取組】

①　支援が必要な子どもたちの早期発見、早期療育の推進

将来にわたる支援に向け、子育て世代包括支援センターによる母子保健施策、こども子育て施策及び障がい児支援施策とのさらなる連携を図ります。

また、健診や相談事業等で支援が必要な子どもについて、保護者からの相談に適切に応じ、児童発達支援センターなどの適切なサービスにつなぎ、通所児童への療育やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

②　支援が必要な子どもたちへの早期からの一貫した支援

障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、「第２期障がい児福祉計画」に基づき、子ども一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供に取り組みます。

また、医師、支援学校、児童相談所、障がいのある子どもの保護者、保育所や認定こども園、学校等で構成する会津若松市地域自立支援協議会療育部会を開催し、教育、医療、福祉などの関係機関の連携を深め、医療的ケア児等コーディネーターの設置も含めた支援のあり方について検討し、障がいのある子どもとその保護者への切れ目のない一貫した支援を行う体制づくりに引き続き取り組みます。

③　「第３期障がい児福祉計画」の策定

障がいのあるこどもを住み慣れた地域で健やかに育成できる体制整備やサービスの種類別の必要量等を定めるため、「第３期障がい児福祉計画」を策定します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　障がい児福祉計画の推進／こども家庭課／－
②　障害児通所給付事業／こども家庭課／3億3,816万円
③　障がい児相談支援事業／こども家庭課／3,365万円
④　地域生活支援事業／こども家庭課／2,743万円
⑤　第３期障がい児福祉計画の策定／こども家庭課／19万円

【部局間連携】

①　健康福祉部や教育委員会で構成する地域自立支援協議会に療育部会・特別支援連携ワーキンググループを設置し、幼稚園、保育所等から小学校、中学校、高等学校等を経て就職等の地域生活を営むまでのライフステージの移行に応じた連携・支援体制の充実に取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　医療、経済、教育、福祉等で構成する地域自立支援協議会にて、地域全体で支える仕組みづくりやこれまでの事業評価等を行うとともに、「第３期障がい児福祉計画」の策定にあたっては、策定調整会議を設置することにより意見反映していきます。

重点方針No.6	政策分野４	地域による子どもの育成	施策１	子どもと子育て家庭を支える地域づくり
	重点方針 －施策の方向性－	地域社会の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域で子育てを支える意識づくりや交流機会の創出等を推進します。		

【重点的取組】

①　市民参加による子育て支援の推進

子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できる地域づくりを目指し、官民連携・協働により、子育てを地域全体で継続的に支援していくため、創設した基金を原資に、地域に根差した子育て力向上に資する支援活動を行う団体へ助成を行います。

②　子育てする親、家庭への相談支援、交流促進

子育て親子の交流促進や子育てに関する相談など、市内28ヶ所で実施している地域子育て支援事業について、新たな子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能のさらなる充実を図ります。

③　子ども未来基金事業の活用

地域における子どもと子育てへの支援の充実を図るため、子どもが置かれている環境も変化していることから、利用拡大に向けた事業のあり方についての検証していきます。

④　ベビーファースト宣言

日本青年会議所が提唱する、企業や行政がみんなで赤ちゃんを育んでいく優しい社会を目指したベビーファースト運動に参画し、庁内はもとより民間企業も一体となり、より安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりに取り組みます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　ファミリー・サポート・センター事業／こども家庭課／987万円
②　子ども未来基金事業／こども家庭課／506万円
③　地域子育て支援拠点事業／こども保育課／3億2,021万円

【部局間連携】

①　保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、子育て支援の利用しやすい環境を整備します。
②　ベビーファースト宣言については、結婚や子どもの遊び場など、子育て世帯への様々な取組を推進し、みんなで赤ちゃんを育む社会に向け取り組んでいきます。

【市民協働・官民連携等】

①　市民ボランティアの参画を得ながら、妊娠期から子育て期まで、安心して出産し育児ができるよう、妊娠期からの健康づくりのための情報提供や育児相談の充実を図ります。
②　ベビーファースト宣言については、企業も含めた取組を推進し、みんなで赤ちゃんを育む社会に向け取り組んでいきます。
③　保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、子育て支援の利用しやすい環境を整備します。

重点方針No.7	政策分野９	社会参画	施策２	高齢者等の活躍の促進
	重点方針 －施策の方向性－	多様な社会経験を持つ人が、自らの知識・経験・能力を活かし、就労やボランティア活動等を通して、地域社会に参画し活躍できる場や機会を提供するなど、積極的な社会参画を促進します。		

【重点的取組】

①　高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域で生き生きと暮らし続けるため学習機会の提供を継続して取り組みます。

②　高齢者の社会参加・参画の促進

地域住民が支え合うネットワーク強化の担い手として元気な高齢者のボランティア参加への支援を継続して行います。

つながりづくりポイント事業については、引き続き参加団体や店舗への事業参加の働きかけを進めるとともに、参加しやすい仕組みの検討と協力店紹介の拡充を行うなど、事業の認知度の向上と参加者の拡大に取り組みます。

高齢者の通いの場や生活に関する情報等の発信と、高齢者の情報利活用スキルの向上を支援することにより、高齢者の社会参加の促進を図ります。

③　高齢者の就労支援

高齢者が能力を発揮できる就労の場や、地域のために活躍できる機会の拡充のためシルバー人材センターへの支援などを継続して行います。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　あいづわくわく学園事業／高齢福祉課／140万円
②　ゆめ寺子屋事業／高齢福祉課／０万円
③　地域支援ネットワークボランティア事業／高齢福祉課／30万円
④　つながりづくりポイント事業／高齢福祉課／4,659万円
⑤　敬老事業／高齢福祉課／2,250万円

【部局間連携】

①　高齢者の生涯学習機会の提供や生涯学習の推進を担う人材の育成のため、教育委員会との連携を図ります。
②　企画政策部門と連携し、高齢者の情報利活用スキルの向上を支援します。
③　各部局と連携し、つながりづくりポイント事業の拡大を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　シルバー人材センターとの連携により、高齢者の雇用受入の要請や能力開発に係る情報提供を行います。
②　庁内や地域住民、専門機関との連携により、支え合いの輪をひろげます。

重点方針No.8	政策分野９	社会参画	施策３	障がいのある人の活躍の場の創出
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人が、それぞれ個性を発揮しながら、就学や就労、社会への参画などの自己実現ができる環境づくりを推進します。		

【重点的取組】

①　障がいのある人の社会参画

障がいのある人及び障がいのある子どもの余暇活動支援としてイベント等開催や地域住民との交流を促進するとともに、気軽に立ち寄り交流や社会参加に関する情報収集ができる集いの場として「余暇活動ふらっと」を運営して活動等の推進を図ります。

②　障がいのある人の雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用・就業促進に向け、引き続き市役所内においてはワークシェアリング事業を推進します。また、地域自立支援協議会（就労部会）や障がい者就労支援促進会議と連携し、障がい者雇用に取り組む企業と就労を希望する障がいのある人のマッチングを推進します。

さらに、障がい者雇用等優良事業所等顕彰事業において、これまで対象とならなかった小規模な事業所における先進的な取組を表彰することで、広く障がい者雇用や就労支援の理解を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　余暇活動支援事業／障がい者支援課／507 万円
②　障がい者の雇用・就業の促進／障がい者支援課／105 万円

【部局間連携】

①　障がいのある人の雇用・就業促進のため、商工課や農政課、ハローワーク、商工会議所等と連携し、企業等に対する障がい者雇用の理解促進や企業・農家と障がいのある人のマッチングを図ります。
②　障がいのある人の一般就労の促進に向けて、市障がい者活躍推進計画に基づき、人事課等と連携し、市役所内における障がいのある職員の活躍を推進する体制整備に努めます。
③　障がい者就労支援施設からの優先調達方針を定め、当該施設からの製品購入や業務委託を全庁的に推進し、就労機会の確保や工賃向上を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　新庁舎における売店設置にあたり、地域自立支援協議会や障がい者就労支援促進会議と連携し、今後も運営方法等について協議していきます。

重点方針No.9	政策分野17	健康・医療	施策１	生活習慣病の予防
	重点方針 －施策の方向性－	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、早期の発見・治療等に関する取組を推進します。また、子どもの頃からのより良い生活習慣の獲得に取り組み、ICTなども活用しながら市民自らによる適切な健康管理を進めます。		

【重点的取組】

①　「第２次健康わかまつ21計画」の推進

第２次健康わかまつ21計画の計画期間の終了に向けて、現計画（自殺対策推進計画を含む）の最終評価及び、次期計画を策定します。

②　健康診査や保健指導の充実

受診勧奨の充実や受診しやすい体制の整備を図り、各種健康診査の受診率の向上に取り組みます。

また、健診結果等からターゲットを絞り、より効果的・効率的な保健指導を実施し生活習慣病の発症予防・重症化予防に引き続き取り組みます。

③　母子保健事業の充実

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等において「親子の健康づくりガイドブック」や「子どもノート」を活用し、妊産婦の健康づくりと乳幼児期からの将来の生活習慣病予防を見据えた取組を推進します。

④　市民一人ひとりが取り組む健康づくりへの支援充実

健康や生活習慣病に関する情報発信を強化し、市民が主体的に健康づくりに取り組む動機づけとして「會津ＬＥＡＤ」をキーワードとした情報発信の取組や民間企業との連携に引き続き取り組むとともに、30～50歳代の世代を対象に健康づくりの取組も推進します。

また、健康ポイント事業の推進、ＩＣＴを活用した母子健康情報サービスの充実を図ります。

⑤　こころの健康に関する正しい知識や対処法の普及啓発

こころの健康に関する正しい知識や対処方法の情報提供に引き続き取り組むとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「自殺対策推進計画」の推進に取り組みます。

⑥　食育の推進

「第２次食育推進計画」の中間年度にあたることから、市民へのアンケート調査を実施し、現状を評価します。また、新規事業として、若者を対象とした郷土食の体験講座と適量購入・適量摂取のための講座を実施します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　「第２次健康わかまつ21計画」の推進／健康増進課／120万円
②　食育推進事業／健康増進課／238万円

【部局間連携】

①　自殺対策推進計画の「生きる支援の関連施策」において、市民部、観光商工部、総務部、企画政策部の取組の進捗確認及び達成度を評価し連携を図ります。
②　食育推進計画の関連部局（農政部、市民部、教育委員会）とともに計画の進行管理を行い事業を推進します。
③　歯科保健事業のフッ化物洗口事業の実施及び事業検証を含め、教育委員会との連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　糖尿病性腎症や慢性腎臓病等の重症化予防の取組として医療機関と連携し保健指導を行っていきます。
②　市民の主体的な健康づくり定着・推進のため、保健委員会、食育ネットワーク等、既存の団体との連携強化を図ります。
③　生活習慣病の予防に向けた健康情報の発信など、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携しながら取り組みます。
④　「自殺防止対策計画」の推進のため、関係団体との連携を図ります。
⑤　歯科保健事業のフッ化物洗口事業の実施及び事業検証を含め、学校、歯科医師会等との連携を図ります。

重点方針No.10	政策分野17	健康・医療	施策２	感染症対策の推進
	重点方針 －施策の方向性－	感染症の予防の徹底とまん延防止に努め、新型感染症等の発生に備え、対策行動計画等に基づく危機管理体制の確立を進めます。		

【重点的取組】

①　感染症対策

新型コロナウイルス感染症の５類移行後においても、感染再拡大に備え、引き続き、国県等と連携しながら、市民への啓発や感染拡大の防止に取り組みます。

感染拡大期においても、市民サービスが低下しないよう、庁内の新型インフルエンザ等対策業務継続計画について、適宜見直しを行います。

また、感染再拡大や新たな感染症の発生に備え、医療資材等の適切な備蓄及び管理に取り組みます。

②　予防接種の推進

感染症の予防の徹底とまん延防止に向けて、継続して、国県、医師会及び医療機関と連携を図り、予防接種の周知や接種勧奨を積極的に行い、接種率の向上に継続して取り組みます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、国の方針に基づき、重症化予防等の観点から、引き続き、医師会等の関係機関と連携を図りながら円滑に実施するとともに、接種体制については、これまでと同様、国県等と連携しながら安定的な運用に努めます。

予防接種等による健康被害への対応については、国への申請手続き等の支援を含めて丁寧な対応に努めます。

③　環境衛生対策の推進

市民の衛生的な生活環境の確保、感染症の予防・拡大防止を図るため、財政支援による公衆浴場転廃業の防止、水害発生時等の防疫活動、集合予防注射による狂犬病の発生予防等の環境衛生対策を継続して実施します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　予防接種事業／健康増進課／3億9,797万円
②　新型コロナウイルスワクチン接種事業／健康増進課／7億2,344万円
③　感染症対策事業／健康増進課／284万円

【部局間連携】

①　業務継続計画の更新などにより、新型感染症等発生時に備えた全庁的な体制整備等の確認と共有を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　水害や新型感染症等発生時に備え、国・県や医療機関等との連携の確認・強化に努めます。

重点方針No.11	政策分野17	健康・医療	施策３	地域における医療体制の確保
	重点方針 －施策の方向性－	県及び医師会との連携のもと、小児科医をはじめとする医療従事者の確保を図り、救急時の医療対応を含めた地域医療体制を維持します。		

【重点的取組】

①　夜間や休日などにおける救急医療体制の確保

医師会及び医療機関等との連携しながら、「初期救急医療」としての夜間急病センター運営事業及び休日当番医制事業を実施します。特に夜間急病センターにおける症状に応じた小児救急対応について、今後もわかりやすい周知と案内に努めます。

「二次及び三次救急医療」としての救急医療病院群輪番制運営事業の継続的な実施により、夜間及び休日における安定的な救急医療体制の確保に努めるとともに、重症度・緊急度に応じた適切な利用のための周知を図ります。

②　地域医療体制の確保

県、医師会等との連携を踏まえ、産科医及び小児科医をはじめとする医療従事者の確保に向けた検討など、将来的にも維持可能な地域医療体制の整備に向けた取組を検討します。

なお、夜間急病センターにおける発熱外来については機能として維持し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、地域医療がひっ迫しないように医療機関との連携・相互支援の強化を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　夜間急病センター運営事業／健康増進課／6,175 万円
②　休日当番医制事業／健康増進課／846 万円
③　救急医療病院輪番制運営事業／健康増進課／2,873 万円

【部局間連携】

①　デジタル田園都市国家構想事業におけるヘルスケア分野事業等との連携を推進します。

【市民協働・官民連携等】

①　将来的にも維持可能な救急医療体制・地域医療体制の確保に向け、県及び会津若松医師会等と協議・連携を図ります。

重点方針No.12	政策分野17	健康・医療	施策４	医療保険制度の安定的な運営
	重点方針 －施策の方向性－	医療制度改革の動向を的確に捉えながら、適切な医療給付を実施することで、医療保険制度の安定的な運営を図ります。		

【重点的取組】

①　適切な医療給付の実施

第３期国民健康保険事業運営健全化指針に基づき、引き続き健康づくりや、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検などの医療費の適正化に取り組みます。

②　国民健康保険税の適正な賦課と徴収

資格管理の適正化や国保事業費納付金等を踏まえ、税率見直しの検討を行います。また、徴収率向上に向け、滞納者の実態把握や滞納処分の強化に継続して取り組みます。

③　保健事業の推進

国民健康保険第２期データヘルス計画・第３期特定健康診査等実施計画の中間評価に基づき、目標達成に向け、これまでの各種広報や、過去の受診履歴を活用した未受診者への受診勧奨を継続し、特定健康診査の受診率の向上と、効果的な特定保健指導、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。

また、保健事業の更なる推進に向け、次期データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の策定を行います。

④　高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・健診・介護のデータ分析の結果を活用し、高齢者の生活習慣病の重症化予防等の個別支援や、地域の通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発活動、健康相談等を地区を拡大して一体的に実施します。

⑤　県単位化に伴う国保事業の安定化に向けた取組

国保事業費納付金の納付や県単位での資格管理、高額療養費算定、その他事務の標準化を含め、制度改正等について適切に対応します。

また、県国民健康保険運営方針が最終年度となるため、県の次期運営方針を踏まえて、第４期国民健康保険事業運営健全化指針の策定を行います。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　国民健康保険特別会計事業/国保年金課/105億3,354万円
②　特定健康診査等事業/国保年金課/1億935万円
③　高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施/国保年金課/1,427万円

【部局間連携】

①　被保険者資格等の調査において、住民基本台帳法に沿って市民部と連携します。
②　国民健康保険税の納付環境について、コンビニ納付、インターネット納付、スマートフォン決済アプリ納付の実施にあたり、財務部と連携します。

【市民協働・官民連携等】

③　特定健康診査業務について、市内事業者や温泉宿の協力による健診受診者への施設・温泉割引券の配布により、受診意欲向上を図ります。
④　高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について、高齢福祉課や健康増進課を始め、関係団体と連携します。

重点方針No.13	政策分野18	地域福祉	施策１	地域包括ケアシステムの構築
	重点方針 －施策の方向性－	要支援者である高齢者や障がいのある人、さらには子どもたちなど誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえた地域においての見守り、支え合うことができる仕組み「地域包括ケアシステム」を構築します。		

【重点的取組】

①　すべての市民を対象とした地域包括支援体制の整備

地域包括支援体制の整備に向けて、「第２期会津若松市地域福祉活動計画」の策定主体である社会福祉協議会とともに、民生委員・児童委員、区長会、自立支援協議会、地域包括支援センター等の関係機関との協議を行います。

「第２期市地域福祉計画」で重点的に取り組む施策「会津若松市版地域包括ケアシステム」の具現化に向け、個別の相談・支援機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を有する方々に対し、関係機関が連携して一体的な支援を行える相談支援体制の構築に努めます。

また、地域における効果的な支援体制の構築のため、支援を行うべき対象者の把握やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについての実態調査を行います。

②　地域での見守り・支援体制の充実

関係機関との協議を踏まえ、明らかになった課題について、解決に向けた仕組みづくりを推進します。

引き続き、社会福祉協議会が中心となって組織化を進めている地区社会福祉協議会について、設立に向けた支援を行います。

③　地域福祉に関する理解の促進

「第２期市地域福祉計画」の浸透に向けて、「あいづわかまつ地域福祉を考えるフォーラム」の開催や出前講座の実施等、地域福祉に関する理解の促進に取り組みます。

④　地域福祉活動の担い手の育成

地域福祉の基盤となるサロン活動等への支援や研修会の実施等、社会福祉協議会が実施している人材育成に対して支援を行います。

⑤　地域福祉活動団体等への支援

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司など、地域福祉を支える団体の活動に対し支援を行います。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　地域福祉計画推進事業／地域福祉課／369万円
②　地域福祉活動推進事業補助金／地域福祉課／6,228万円
③　民生委員・児童委員活動事業／地域福祉課／872万円
④　重層的支援体制移行準備事業／地域福祉課／685万円

【部局間連携】

①　地域での見守りの仕組みづくりにあたり、企画政策部等における自治基本条例事業など、地域自治・地域づくり・地域防災・コミュニティに関連する施策との連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　「地域福祉活動計画」の策定主体である社会福祉協議会と一体となって、「地域福祉計画」の推進を図ります。社会福祉協議会や地域とともに地域福祉活動の担い手となる地区社会福祉協議会の組織化に向けた取組を進めます。

重点方針No.14

政策分野18	地域福祉	施策２	生活を支える福祉の充実

重点方針 －施策の方向性－	様々な課題を抱える生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、深刻な事態に陥ることを未然に防ぐための予防的な支援を強化していきます。また、こうした問題を地域全体の問題として多様な主体が共有し、連携できる仕組みを構築します。加えて、生活のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図ります。

【重点的取組】

①　生活に困窮する人の自立支援

「生活サポート相談窓口」において、社会福祉協議会職員の派遣による相談体制の充実を図るとともに、相談者に寄り添いながら関係機関との連携を図り、自立に向けた包括的、継続的な支援に取り組みます。

また、家計改善支援について、専任の支援員を配置し継続的かつきめ細かな支援に努めます。

併せて、子どもへの学習・生活支援を行い、貧困の連鎖の防止や育成環境の改善に向けて取り組むなど支援の充実を図ります。

加えて、ひきこもりについて、関係機関と連携しながら、相談体制の強化及び支援の充実に向けた取組を進めます。

②　生活保護の適正な実施

生活保護受給者の生活の安定や自立を促進するため、ケースワークに加え、就労相談員によるきめ細かな支援を実施し、生活保護制度の適正な運用のため、保護費の適正な支出及び債権管理に取り組みます。

また、日常生活及び社会的な自立の促進に向け、健康管理支援員による生活保護受給者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組みます。

資料：生活保護の被保護世帯数等

項目	令和４年４月１日	令和５年４月１日
被保護世帯数	1,414 世帯	1,410 世帯
被保護者数	1,712 人	1,702 人
保護率	14.8 ‰	15.0 ‰

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　自立生活サポート事業／地域福祉課／4,556 万円
②　ユースプレイス自立支援事業／地域福祉課／300 万円
③　セーフティネット事業／地域福祉課／4,330 万円
④　生活保護法に基づく各種扶助費等／地域福祉課／25 億 943 万円

【部局間連携】

①　生活困窮者の早期発見、早期支援に向け、市税等の徴収部門や教育委員会等で構成する生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議を中心として、部局間の連携体制を強化します。

【市民協働・官民連携等】

①　アウトリーチ等を通じた支援体制の構築を進め、各地域(地域包括支援センター、民生委員・児童委員)と連携し、情報共有を図るとともに、包括的な支援の取組を推進するため、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、協働で支援に取り組みます。
②　社会問題化しているひきこもりの支援にあたり、会津若松市ひきこもり支援連携会議を中心に、関係機関と連携し情報共有を図りながら、個々の状況に応じた支援に向けて取り組みます。
③　生活保護の実施に当たっては、被保護世帯の自立助長のため、部内各課をはじめ、学校、医療機関、介護施設等の各種関係機関と連携し、協働で支援を行います。

重点方針No.15	政策分野19	高齢者福祉	施策１	高齢者支援体制の充実
	重点方針 －施策の方向性－	高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターを核として介護・医療・予防という専門サービス、住まい・生活支援サービスの連携を推進します。また、介護サービス以外の支援の取組や在宅で介護する家族等を応援する体制の充実、ICTの活用による状況把握や情報共有等を図ります。		

【重点的取組】

①　地域包括支援センターの機能強化

「高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」に位置づけた「地域包括ケアシステム」の中核機能を担えるよう、今後も地域包括支援センターの機能や職員体制の強化を図ります。

また、平成30年度より実施している有識者による外部評価を踏まえ、引き続き地域包括支援センター業務の検証や強化策について検討します。

②　地域ケア会議の開催等による地域支援ネットワークの構築

地域の課題解決や情報共有を行う地域ケア会議を定期的に開催することにより、地区生活支援コーディネーターを中心に関係機関及び住民等の、より緊密な地域支援ネットワークの構築を進めます。

在宅医療・介護連携推進事業により、医療・介護関係者の連携を推進します。

③　地域住民をはじめとした多様な実施主体による多様なサービスの提供

全市を対象とした生活支援コーディネーターによる地域住民のネットワークづくりやボランティアのマッチング等をさらに進め、地域で暮らす高齢者の介護予防や日常生活の支援充実を図ります。

市民ボランティア活動とつながりづくりポイント事業との連動を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　地域包括支援センター事業／高齢福祉課／1億6,092万円
②　在宅医療・介護連携推進事業／高齢福祉課／1,292万円
③　生活支援体制整備事業／高齢福祉課／3,937万円

【部局間連携】

①　「高齢福祉計画・第８期介護保険事業計画」に位置付けた「地域包括ケアシステム」の推進に向け、引き続き各部局と連携します。

【市民協働・官民連携等】

①　高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、地域包括支援センターと連携します。

重点方針No.16	政策分野19	高齢者福祉	施策２	介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供
	重点方針 －施策の方向性－	次期介護保険事業計画の策定を行うとともに、現行計画に基づき地域密着型サービスなどの在宅介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護サービス、利用者負担及び介護保険料の適切なバランスを図ります。		

【重点的取組】

①　高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進

「高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築、高齢者の活躍の促進、フレイル対策を含む介護予防の推進、地域における総合的な生活支援の充実などに取り組みます。

令和６年度からの次期介護保険事業計画の策定に向け、各種調査によるニーズの把握及び各事業の実施評価等、現行計画の総括を行ったうえで、次期施策の検討を行います。これらを基に、介護給付費や事業に要する経費、保険料を算出し、次期介護保険事業計画を策定します。

②　在宅と施設のバランスのとれた介護サービス環境の構築

「高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの提供や、現在不足している夜間の訪問介護・看護サービスなどの構築に取り組みます。

③　円滑で安定した介護保険事業の運営

介護事業所等への研修・指導等を通じて、介護サービス等の質の向上及び給付の適正化に取り組みます。

総合事業等が円滑に運営できるよう関係機関と連携を図り、安定した介護事業の運営を行います。

介護事業所等の人材確保については、引き続き、県など関係機関と情報と課題を共有しながら、連携して取り組んでいきます。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営事業／高齢福祉課／478万円
②　介護給付適正化事業／高齢福祉課／198万円
③　要介護認定調査事業／高齢福祉課／6,514万円

【部局間連携】

①　次期介護保険事業計画策定においては、移動手段や就労支援、生きがいづくり、住まいや道路など、高齢者福祉に関係する施策が多岐にわたることから、各部局との情報共有、連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　要介護認定調査業務の一部を指定市町村事務受託法人等に委託することで、適正かつ円滑な認定調査を実施します。

重点方針No.17	政策分野19	高齢者福祉	施策３	介護予防の推進
	重点方針 －施策の方向性－	介護予防・日常生活支援総合事業を柱とした介護予防サービスの充実を図り、要介護状態への移行の防止と、進行の抑制に取り組みます。		

【重点的取組】

①　地域住民が主体となった介護予防への取組の充実

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで自粛傾向にあった介護予防活動について、感染対策を講じながら活動の再拡大を図ります。

リハビリテーションを取り入れた介護予防体操に取り組む地域サロンへの支援の充実を図ります。

また、地域サロンや介護予防講座における講師派遣により、住民主体の介護予防活動を推進します。

併せて、いきいき百歳体操のサポーターの育成を継続します。

②　要介護状態への移行を防ぐ予防サービスの充実

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営により、これまでの介護予防サービスに加えて、介護サービス事業者に限らない多様な主体によるサービス提供を推進します。

③　高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施（再掲）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・健診・介護のデータ分析の結果を活用し、高齢者の生活習慣病の重症化予防等の個別支援や、地区の通いの場におけるフレイル予防の普及啓発活動、健康相談等を地区を拡大して一体的に実施します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　介護予防・生活支援サービス事業／高齢福祉課／4億9,034万円
②　一般介護予防事業／高齢福祉課／1,048万円
③　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業／国保年金課／1,427万円

【部局間連携】

①　要介護状態の要因となる生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康増進分野と連携して取り組みます。
②　高齢者の保健事業（疾病予防・重症化予防）と介護予防事業（生活機能の改善）を一体的に取り組むため、国民健康保健分野・健康増進分野と連携して取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　地域包括支援センターと連携し、地区の通いの場におけるフレイル予防の普及啓発活動を推進します。

重点方針No.18	政策分野19	高齢者福祉	施策４	高齢者とその家族等への総合的な生活支援
	重点方針 －施策の方向性－	高齢者及び高齢者を介護する家族等を支援するため、高齢者の権利擁護や安全確保を推進します。また、認知症の早期発見、早期対応への取組や理解促進の取組を推進します。		

【重点的取組】

①　認知症高齢者及びその家族への支援体制の構築

認知症サポーターの養成等により、認知症に関する市民の理解を深めるとともに、本人及び家族を支援する体制を構築します。

また、認知症初期集中支援チームの活動による認知症の早期発見・早期対応を進めます。

認知症の方とその家族、そして認知症サポーター等をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の構築に向け、検討を進めます。

②　高齢者の権利擁護、安全確保の推進

「成年後見制度利用基本計画」にもとづき、高齢者の権利を守る取組の推進に向け、会津権利擁護・成年後見センターを活用し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

③　高齢者の生活全般の支援充実

在宅で生活する要支援高齢者や介護者の家族、一人暮らしの高齢者等に対する生活支援を推進します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　認知症対策事業／高齢福祉課／731万円

②　成年後見制度利用支援事業／高齢福祉課／1,286万円

【部局間連携】

①　企画政策部門との連携により、高齢者の外出支援のため公共交通の利便性の向上や利用促進に取り組みます。

②　建設部門との連携により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を支援するなど居住の安定を支援します。

③　成年後見制度については、「第２期地域福祉計画」において策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、障がい者支援分野と連携して取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　共生福祉相談員や民生委員・児童委員と連携し、地域の高齢者の見守りを推進します。

重点方針No.19	政策分野20	障がい者福祉	施策１	障がいのある人の人権が守られる取組の推進
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します。		

【重点的取組】

①　障がいに関する理解推進

手話言語と多様なコミュニケーションについて市民や事業所の理解を深めるため、「手話講習会」や「点字講習会」、障がい者団体と連携した「出前講座」を開催します。また、合理的配慮についてのパンフレットや障がいに応じたガイドラインを作成し、多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みます。

併せて、 障がいや障がいのある人への理解が深まるよう「福祉のまちづくり講演会」の開催や、「地域自立支援協議会だより」の全戸配布を行い、共生社会の実現に向けた広報啓発に努めます。

また、外見からは援助や配慮の必要性がわかりにくい方々が身に付ける「ヘルプマーク」の周知や配布を行います。

②　障がいのある人の権利擁護の推進

知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護の手段として成年後見制度は重要なことから、「会津権利擁護・成年後見センター」を中心とし、「成年後見制度利用促進計画」に基づき同制度の利用を促進していきます。

また、高齢者・障がい者虐待防止ネットワークや相談支援事業所等との連携により、障がいのある人に対する差別・虐待の防止や早期発見・早期支援の推進を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　コミュニケーション支援事業／障がい者支援課／377万円
②　障がい者差別解消推進事業／障がい者支援課／54万円
③　成年後見制度利用促進事業／障がい者支援課／785万円

【部局間連携】

①　障がい者団体の公共施設の利用にあたり、利用料の減免や合理的配慮の理解について関係部局と連携して引き続き取り組みます。
②　障がい者による芸術作品の展示、図書館での啓発図書等の紹介など、引き続き、教育委員会との連携により障がい者の理解促進に取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　障がい者団体と連携して「出前講座」を実施するなど手話言語と多様なコミュニケーション手段の普及に取り組みます。
②　関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び相談事例を踏まえた取組を円滑に行うため、差別解消支援協議会において情報共有及び協議を行います。

重点方針No.20	政策分野20	障がい者福祉	施策２	障がいのある人への支援の充実
	重点方針 －施策の方向性－	障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹障がい者相談支援センターや地域障がい者相談窓口などの相談支援体制の充実強化、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。		

【重点的取組】

①　障がい者計画・障がい福祉計画の策定

「障がい者計画・第６期障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立や社会参加支援等に関する施策や障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を推進します。また、令和６年度以降の障がい者のための総合的な施策を推進するため、次期計画を策定します。

②　相談支援体制の充実強化

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談するこで、必要とされるサービス等につながるよう支援に取り組みます。

また、基幹障がい者相談支援センターを中核として、地域障がい者相談窓口の拡充を図り、地域の相談支援事業所と連携して重層的な相談支援体制を構築します。

③　各種障がい福祉サービスや助成事業等の充実

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、必要とされる障がい福祉サービス等の提供に取り組みます。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に継続して取り組んでいきます。

さらには、身体に障がいのある人が日常生活を送るうえで必要となる補装具購入等への支援や、重度の障がいがあり自宅で生活する人の経済的負担軽減を図るための特別障害者手当の支給など、障がいのある方が必要とする支援につながるよう、関係機関と連携して情報提供を行います。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　第４次障がい者計画・第７期障がい福祉計画の策定
／障がい者支援課／245万円

②　障がい者相談支援体制の充実／障がい者支援課／4,697万円

③　地域生活支援拠点等の整備／障がい者支援課／266万円

④　障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等
／障がい者支援課／21億3,646万円

【部局間連携】

①　障がい者計画・障がい福祉計画の推進、次期計画策定にあたっては、庁内の関係部局で構成する庁内連絡調整会議等において、部局間連携を進めながら、進行管理及び計画策定に取り組みます。

【市民協働・官民連携等】

①　医療、経済、教育、福祉等で構成する地域自立支援協議会において、地域全体で支える仕組みづくりや「障がい者計画・第６期障がい福祉計画」の事業評価等を行うとともに、次期計画策定にあたって策定調整会議を設置し、専門的な見地からの意見を反映していきます。

重点方針No.21	政策分野26	地域防災	施策１	災害に強いまちづくりの推進
	重点方針 －施策の方向性－	地域防災計画に基づき、自然災害に備えた住民意識の高揚、自主防災組織の充実及び高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者に対する支援体制づくりを進めます。また、避難所となる小中学校や防災倉庫等への災害備蓄の推進、ＩＣＴを活用した情報連絡網の整備、多様な民間事業等との災害時応援協定の締結などに取り組みます。		

【重点的取組】

①　防災体制の整備・充実

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等については、被災リスクが高いことから個別避難計画を策定し、災害時の避難支援等に取り組み、支援対象者の不安解消を図ります。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　個別避難計画の作成／こども家庭課／65万円
②　個別避難計画の策定／障がい者支援課／159万円
③　個別避難計画作成事業／高齢福祉課／744万円

【部局間連携】

①　危機管理課との連携により、障がいのある人などの災害時における避難支援体制づくりを進めます、

【市民協働・官民連携等】

①　高齢者や障がい者の支援機関である居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所等に委託し、一人ひとりの特性に合わせた個別避難計画の策定を進めていきます。

重点方針No.22	政策分野 32	上下水道	施策２	上水道未整備地区における飲料水の安定確保
	重点方針 －施策の方向性－	上水道が整備されていない地区においても、安全で安心な飲料水を安定的に確保します。		

【重点的取組】

①　地区給水施設の整備推進

上水道未整備地区からの整備要望等を踏まえ、地区住民の意思や状況を尊重しながら十分な協議を行った上で、補助金交付による必要な給水施設整備の推進を継続し、地域住民に安全かつ安心な飲料水の安定的な供給を図ります。

②　簡易水道及び地区給水施設の適正かつ効率的な維持管理の推進

市営簡易水道については、令和４年度実施の現況調査結果等を踏まえて、施設整備手法検討調査委託事業を実施し、施設の整備計画の策定を目指します。

また、「会津若松市簡易水道事業経営戦略」を踏まえた健全経営化に取り組むとともに、安定的な飲料水供給のため、適正な受益者負担のあり方についての検討や、今後の事業方針等について、地区との協議を継続します。

【主要事業の一覧】（事業名／担当課／当初予算額）

①　給水施設等整備事業／健康増進課／341 万円
②　簡易水道事業（公営企業会計）／健康増進課／3,903 万円

【部局間連携】

①　地方公営企業法を適用した市営簡易水道事業会計の適正かつ円滑な運営のため、上下水道局等関係部局との協議・連携を図ります。

【市民協働・官民連携等】

①　安心・安全な飲料水の安定的な供給を図るために、利用者である地域住民との協議を継続します。